

農地法第3条の規定による許可申請書（農地所有適格法人用）

仙台市農業委員会会長 様

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

譲渡人 氏名（又は名称） 仙台 太郎

申請者

譲受人 名称 (株)〇〇ファーム
代表者肩書・氏名 代表取締役 青葉 一郎

※本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印してください。

下記の農地（採草放牧地）について { 所有権 賃借権・使用貸借による権利 } を { 移転 売買 ・贈与・その他（ ） }
その他使用収益権（ ） } 設定

したいので、農地法第3条第1項に規定する許可を申請します。（該当する内容に○を付してください。）

1 申請者の氏名、住所等（国籍等は、所有権を移転する場合に譲受人のみ記載してください。）

当事者	氏名又は名称	年齢	職業又は事業	住所又は主たる事務所の所在地	国籍等 ^{※1}
譲渡人	仙台 太郎	65	農業	青葉区△△字△△ 電話（ ） -	
譲受人	(株)〇〇ファーム		農業、 食品加工業	青葉区〇〇字〇〇 電話（ ） -	日本

2 許可を受けようとする土地の所在等

所在・地番	地目		面積 m ²	所有者の氏名又は名称	所有権以外の使用収益権が 設定されている場合	
	登記	現況			所有者が登記簿 と異なる場合	権利の 種類・内容
〇〇字〇〇1-1	田	田	1,100	仙台 太郎		
〇〇字〇〇2-1	畑	畑	900	仙台 太郎		
計	筆数	2筆	2,000 m ²			

3 権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容

- 移転（設定）の時期 [令和__年__月__日 許可決定後]
- 土地引渡の時期 [令和__年__月__日 許可決定後]
- 賃貸借、使用貸借等の期間 令和__年__月__日～__年間
- 移転（設定）の対価、賃料等 10a当り 150万円 総額 300万円
- 信託契約の内容（信託の引受けによる権利取得の場合）【信託要件】農地法第3条第2項3号 _____

4^{※2} 権利取得者等が現に所有権等を有する農地等の利用状況^{※3} 【全部効率利用要件・転貸要件】農地法第3条第2項第1号、5号

	所有地			所有権以外の土地		
	自作地	貸付地	非耕作地 ^{※4}	借入地	貸付地 ^{※5}	非耕作地 ^{※4}
田	5,000 m ²	m ²	m ²	6,000 m ²	m ²	m ²
畑	1,000 m ²	m ²	m ²	8,000 m ²	m ²	m ²
樹園地	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²
計	6,000 m ²	m ²	m ²	14,000 m ²	m ²	m ²
採草放牧地	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²	m ²

5 農地所有適格法人の作付状況及び機械等の保有状況 【全部効率利用要件】農地法第3条第2項第1号

(1) 作付（予定）作物の内容及び作付面積

作付（予定）作物名 ^{※6}	水稻	トマト	イチゴ(予定)	
権利取得後の作付面積	12,100 m ²	9,000 m ²	900 m ²	m ²

(2) 機械等の保有状況^{※7}

種類	大型の農業用機械				農耕用の家畜	
	トラクター	耕うん機	田植機	コンバイン	牛	馬
導入済のもの	1台	2台	2台	1台	頭	頭
導入予定のもの	1台	台	台	台	頭	頭

上記数量のうち、リース契約がある場合はその内容^{※8}：
導入予定の機械等がある場合は資金繰りの内容^{※9}： 自己資金

6 農作業に従事する者の数等の状況^{※10} 【全部効率利用要件】農地法第3条第2項第1号

現在	①常時雇用している労働力	6人	増員予定 ^{※11}	①常時雇用している労働力	1人
	②臨時雇用労働力(年間延)	3人		②臨時雇用労働力(年間延)	人

7 構成員（組合員、株主等）全ての状況 【農地所有適格法人要件】農地法第2条第3項第2号

構成員 区分	氏名又は名称	住所又は主たる ^{※12} 事務所の所在地	国籍等 ^{※12} 在留資格等	議決権 の数	農地等の提供面積		農業 ^{※13} への従事日数		農作業委託 の内容 ^{※14}	
					権利の種類	面積	前年実績	見込み		
1	青葉 一郎	仙台市青葉区〇〇字〇〇	日本	200	賃借権	8,000 m ²	250日	250日		
1	宮城野 菫子	仙台市宮城野区〇〇字〇〇	日本	50	賃借権	3,000 m ²	150日	150日		
2	若林 耕也	仙台市若林区〇〇字〇〇	日本	50		m ²	150日	150日		
2	太白 実	仙台市太白区〇〇字〇〇	日本	50		m ²	150日	150日		
7	泉 苗夫	仙台市泉区〇〇字〇〇	日本	35		m ²	0日	0日		
7	宮城 総			15		m ²	10日	10日		
農業関係者（構成員区分1～6）の議決権の割合					87.5%	農業関係者以外の者（構成員区分7）の議決権の割合		12.5%	法人の行う農業に必要な年間総労働日数	250日

* 法人の総会において議決権を有する者（農業協同組合等の法人を含みます。）の状況を記載してください。
「構成員区分」欄には、構成員の該当する区分を、次の番号で記載してください。（農地提供者→1 農業常時従事者→2 農作業委託者→3 農地中間管理機構→4 地方公共団体・農業協同組合→5^{※15} 承認会社→6^{※16} その他、1～6以外の者→7）

8 農地所有適格法人の事業の種類、売上高及び権利取得後の事業計画 【農地所有適格法人要件】農地法第2条第3項第1項

	事業の種類		売上高 ^{※17}	
	農 業 ^{※13} 生産する農畜産物	関連事業等の内容 左記農業に該当しない事業の内容		農 業
3年前（実績） ^{※18}	米・トマト	食品加工・販売	25,000千円	千円
2年前（実績）	米・トマト	食品加工・販売	32,000千円	千円
1年前（実績）	米・トマト	食品加工・販売	35,000千円	千円
初年度（実績又は見込み）	米・トマト・イチゴ	食品加工・販売	38,000千円	千円
2年目（見込み）	米・トマト・イチゴ	食品加工・販売	42,000千円	千円
3年目（見込み）	米・トマト・イチゴ	食品加工・販売	44,000千円	千円

* 「生産する農畜産物」は、粗収益の50%を超えるものの名称を記入してください。なお、いずれの農畜産物の粗収益も50%を超えない場合には、粗収益の多いものから順に3つの農畜産物の名称を記入してください。

9 理事、取締役等の状況 【農地所有適格法人要件】農地法第2条第3項第3号

氏名	住所	国籍等 ^{※12}		農業 ^{※13} への従事日数		うち農作業への従事日数	
		国籍等	在留資格等	前年実績	見込み	前年実績	見込み
青葉 一郎	仙台市青葉区〇〇字〇〇	日本		250日	250日	100日	100日
宮城野 秋子	仙台市宮城野区〇〇字〇〇	日本		150日	150日	100日	100日
若林 耕也	仙台市若林区〇〇字〇〇	日本		150日	150日	120日	120日

*その法人の農作業に年間60日以上従事する理事、取締役等がない場合には、その法人の農作業に年間60日以上従事する重要な使用人^{※19}も記載してください。

10 農業上の利用に及ぼすことが見込まれる影響^{※20} 【地域との調和要件】農地法第3条2項6号

影響なし

11 その他参考となるべき事項

- (1) 譲渡等の理由（該当する内容に○をしてください）
 譲渡理由：〔高齢化・**労力不足**・離農・農業承継・耕作利便交換・生活営農等資金・負債整理・その他（ ）〕
 譲受理由：〔**規模拡大**・農業承継・耕作利便交換・新規就農・その他（ ）〕
- (2) その他参考となるべき事項^{※21}（ ）

12 添付書面

- (1) 必ず添付するもの
- 土地の全部事項証明書
 - 譲受法人の全部事項証明書
 - 定款の写し
 - 組合員名簿又は株主名簿の写し
- (2) 該当する場合添付するもの
- 土地改良区の農地移動確認証明（土地改良区内の農地の場合）
 - 農地等利用計画書（新規就農、市外居住者のいずれかに該当する場合）
 - 構成員が承認会社であることを証する書面・構成員の株主名簿の写し（構成員に承認会社が含まれる場合）
 - 単独申請の根拠書類^{※22}（農地法施行規則第10条1項各号に該当する場合）
 - 別紙（様式例第1号の4）（次のいずれかに該当する場合【Ⅰ 非耕作地がある場合 Ⅱ 転貸禁止の例外に該当する場合^{※23} Ⅲ 賃借権が設定された農地等の所有権を取得する場合^{※24} Ⅳ 区分地上権等を設定する場合^{※25}】）
 - その他必要と認める書類^{※26}（書類名称）

許 可 指 令 書			
本申請は、許可します。		仙台市（	仙農委）指令第
令和	年	月	日
仙台市農業委員会会長			

記入要領【様式例第1号の3記入用】

- ※1 「国籍等」の欄には、その法人の設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。
- ※2 区分地上権（民法第269条の2第1項に規定する権利又はこれと内容を同じくするその他の権利）を設定・移転する場合には、申請書の4から10までの記載は、不要です。
- ※3 「権利取得者等」とは権利を取得しようとしている法人を、「所有権等」とは所有権、賃借権、使用貸借による権利等を、「農地等」とは農地及び採草放牧地をいいます。
- ※4 「非耕作地」となっている農地等がある場合、別紙（様式例第1号の4）のⅠに、その所在、地目、面積及び状況・理由を記載してください。
- ※5 所有権以外の土地のうち「貸付地」は、農地法第3条第2項第5号の括弧書きに該当する農地です。
- ※6 「作付（予定）作物名」は、生産する農畜産物の名称を種類ごとに記載して下さい。今後作付けする予定の場合は、名称の後に（予定）と追記してください。
- ※7 「機械等の保有状況」は、大型の農業用機械及び農耕用の家畜について現に保有している導入済分と導入予定分に区分し、リース契約の対象のものも含めて記載してください。
- ※8 既存のリース契約又はその予定がある場合は、機械等の保有状況の内数としてその種類と数量も記載してください。
- ※9 「資金繰りの内容」は、機械等を導入する計画がある場合に、自己資金又は金融機関からの借入れ（融資を受けられることが確実なもの）等資金の調達方法について記載してください。
- ※10 雇用形態別に、対象となる人数又は年間従事延べ人数等、労働力の量が把握できる内容で記載してください。
- ※11 「増員予定」は、概ね1年以内に増員を予定している場合に、雇用形態別に、増員する人数又は年間従事延べ人数等を記載してください。
- ※12 申請書の7の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「国籍等」並びにこの9の「国籍等」の各欄については、所有権を移転する場合のみ記載してください。（ただし、申請書の7の「住所又は主たる事務所の所在地」及び「国籍等」の各欄については、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主又は出資の総額の100分の5以上に相当する出資をしている者に限ります。）
 「国籍等」の欄には、個人にあっては住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第30条の45に規定する国籍等（日本国籍の場合は、「日本」）を、法人にあってはその設立に当たって準拠した法令を制定した国（内国法人の場合は、「日本」）を記載してください。また、日本国籍以外の場合は「在留資格等」の欄に、中長期滞在者にあっては在留資格を、特別永住者にあってはその旨を、記載してください。
- ※13 「農業」は、以下に掲げる関連事業等を含み、また、その法人の行う農作業のほか、労務管理、市場開拓等も含みます。
 - (1) その法人が行う農業に関連する次に掲げる事業（関連事業）
 - ア 農畜産物を原料又は材料として使用する製造又は加工
 - イ 農畜産物若しくは林産物を変換して得られる電気又は農畜産物若しくは林産物を熱源とする熱の供給
 - ウ 農畜産物の貯蔵、運搬又は販売
 - エ 農業生産に必要な資材の製造
 - オ 農作業の受託
 - カ 農村滞在型余暇活動に利用される施設の設置及び運営並びに農村滞在型余暇活動を行う者を宿泊させること等農村滞在型余暇活動に必要な役務の提供
 - キ 農地に支柱を立てて設置する太陽光を電気に変換する設備の下で耕作を行う場合における当該設備による電気の供給
 - (2) 農業と併せ行う林業
 - (3) 農事組合法人が行う共同施設の設置又は農作業の共同化に関する事
- ※14 「農作業委託の内容」は、その法人に委託している農作業を「〇〇作業を委託」と記載してください。
- ※15 「農業協同組合」には農業協同組合連合会を含みます。
- ※16 「承認会社」とは農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第5条に規定する会社をいいます。
- ※17 売上高のうち「農業」の欄には、法人の行う耕作等の事業及び関連事業等の売上高の合計を記載し、それ以外の事業の売上高については、「左記農業に該当しない事業」の欄に記載してください。
- ※18 「1年前」から「3年前」の各欄には、その法人の決算が確定している事業年度の売上高の許可申請前3事業年度分をそれぞれ記載し（実績のない場合は空欄）、「申請日の属する年」から「3年目」の各欄には、権利を取得しようとする農地等を耕作等の事業に供することとなる日を含む事業年度を初年度とする3事業年度分の売上高の見込みをそれぞれ記載してください。
- ※19 「重要な使用人」とは支店長、農場長、営農部長その他どのような名称であるかを問わず、その法人の行う耕作等の事業に関する権限及び責任を有し、地域との調整役として責任をもって対応できる者をいいます。権限及び責任を有することについては、その法人の代表者が発行する証明書、その法人の組織に関する規則等で確認します。
- ※20 権利取得者等が予定している農作業を実施した場合に、周辺の農地等の農業上の利用にどのように影響するのか、記載して下さい。
 周辺の農地等の農業上の利用への影響として、例えば、地域計画等により取り組んでいる集落営農や経営体への集積等に対する支障、農業の使用法の違いによる耕作等の事業への支障等が考えられます。見込まれる影響がない場合は、「なし」と記載してください。
- ※21 「その他参考となるべき事項」は、申請書を提出する農業委員会において指示された事項を記入してください。
- ※22 「単独で申請の根拠書類」は、競売や和解、民事調停等、当該案件に応じた書類を添付してください。
- ※23 所有権以外の権原に基づいて耕作等の事業を行っている農地等を貸し付け、又は質入れしようとする場合（転貸）は、転貸禁止の例外事項として別紙のⅡの該当箇所の□を☑にしてください。
- ※24 申請の対象となる農地等に賃借権が設定されているため、権利取得者等が許可後直ちに自ら耕作等の事業を行うことができない場合には、全部耕作要件の例外事項として別紙のⅢの該当箇所の□を☑にしてください。
- ※25 区分地上権等を設定する場合には、別紙のⅣに記載してください。
- ※26 「その他必要と認める書類」は、農業委員会において指示された書類を、書類の名称を記載の上添付してください。（例：土地の位置図、耕作証明書等）

